

# エリアマネジメント推進マニュアル Web版

## 地域の快適性の維持・向上

### 【本要素と市街地類型の関係】

	業務・商業地	住宅地
新規開発地	○	○
既成市街地	○	○

凡例 ○:該当、△:該当する場合あり

### 【組織・活動の範囲・領域性】



■ 地域・組織の領域

■ 活動の領域

組織の構成員の範囲、活動の範囲ともに曖昧で、それらの範囲が一致しない場合もある。

- より良い地域を形成するためクリーンアップや緑化等の活動、迷惑行為等の防止に向けた活動等の快適性の維持・向上を図ること。
- 取り組みの容易な活動からエリアマネジメントを展開していくことが有効であり、地域全体で取り組んでいくことが重要。

### ■具体的な活動

- 地域の美化活動の推進
- 地域の緑化活動の推進
- 迷惑駐車・駐輪等の迷惑行為の防止

### ■手法・組織のあり方

- 組織形態は、活動の段階や地域の状況によって異なる。
- 活動の初期段階等においては、ボランティア団体やNPO法人等の地域の一部の有志が中心となってそれぞれの団体の目的・テーマに即して活動を展開。
- 効果的かつ発展的に活動を展開するためには、より多くの地域の方々がこれらの活動に同意し、協力・参加することが望まれる。
- 活動に対する同意が一定以上得られた場合、活動範囲を明確に持つ自治会や商店街振興組合等の既存の組織が中心となり、これらの活動を地域全体で推進していくことが重要。

### ■活動のポイント

- 専門的な業者等の活用

### ■行政との連携

- 地方公共団体によっては、苗木の配布等地域の美化活動に対する支援を行っているので、これらの支援制度を活用していくことで、より充実した活動を展開していくことが可能。
- 美化活動の一環として、公園や道路の清掃を行う場合、管理者である地方公共団体の関係部局等との協議を図り、地域で行う範囲を明確にしていくことが重要。

[エリアマネジメントの要素へ戻る](#)

国土交通省 土地・建設産業局企画課

TEL 03-5253-8111(内線:30644)